

○ 銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下この条において「国際基準行調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。次項において同じ。）及</p>	<p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下この条において「国際基準行調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ</p>

び連結その他Tier 1資本の額（自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。次項において同じ。）の合計額とする。

2 前項に定める銀行又は銀行持株会社の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Tier 1資本の額及び連結その他Tier 1資本の額の合計額とする。

。）、連結その他Tier 1資本の額（自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。以下この条において同じ。）及び連結Tier 2資本の額（自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。

2 前項に定める銀行又は銀行持株会社の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Tier 1資本の額、連結その他Tier 1資本の額及び連結Tier 2資本の額の合計額に当該銀行又は当該銀行持株会社の関連法人等（銀行法施行規則第十四条の四第二号に規定する関連法人等をいう。第四項において同じ。）の単体普通株式等Tier 1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額、単体その他Tier 1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額及び単体Tier 2資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額の合計額を加えたものとする。

3|| 前二項の連結普通株式等Tier 1資本の額及び連結Tier 2

「項を削る。」

「項を削る。」

3|| 第一項に定める銀行又は同項に定める銀行若しくは銀行持株会社の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第三項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は前項の国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

（国内基準行）

第二条 「略」

資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、連結Tier2資本の額は、連結普通株式等Tier1資本の額に連結その他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。

4|| 前項の規定は、関連法人等の単体普通株式等Tier1資本の額に相当する額、単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の算定について準用する。

5|| 第一項に定める銀行又は同項に定める銀行若しくは銀行持株会社の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第三項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

（国内基準行）

第二条 「同上」

<p>2 海外営業拠点を有しない銀行又は前項の銀行持株会社の子会社等に令第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額とする。</p>	<p>2 海外営業拠点を有しない銀行又は前項の銀行持株会社の子会社等に令第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額に当該銀行又は当該銀行持株会社の銀行法施行規則第十四条の四第二号に規定する関連法人等の自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額に相当する額をそれぞれ加えたものとする。</p>
<p>3 〔略〕</p>	<p>3 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。